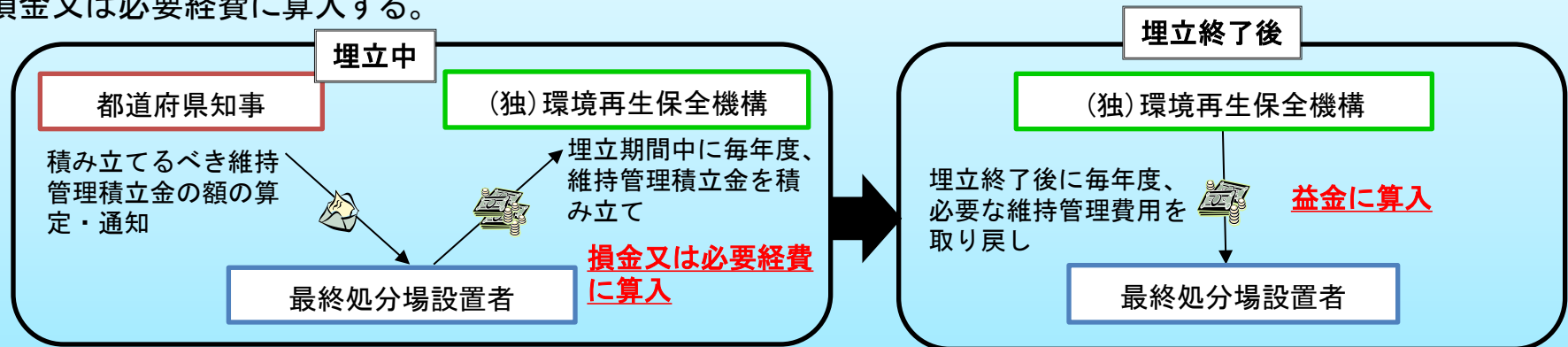


現状・課題

- 今後予期される非常災害時において、被災市町村が単独で非常災害により生じた廃棄物を処理することは困難。このため、第221回国会で成立した廃棄物処理法改正法により新設する指定非常災害廃棄物最終処分場制度によって、非常災害廃棄物を受け入れる最終処分場を確保する必要がある(改正後の廃棄物処理法第9条の3の4)。
- 本指定は、最終処分場設置者の申請に基づくものではあるが、指定を受けた最終処分場は、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならない(改正後の廃棄物処理法第9条の3の4第4項)こととされている。
- 加えて、災害廃棄物を受け入れることにより、埋立終了時期が前倒しで到来し、本来の事業計画の見直しが必要となり、また、通常の廃棄物よりも夾雑物の多い災害廃棄物を受け入れることによる水処理への負荷の増大も想定される。
- 指定非常災害廃棄物最終処分場を確保していくためには、最終処分場設置者にとって指定を受けることのインセンティブが重要となるため、維持管理積立金を損金又は必要経費に算入することにより、指定の促進を図る特例措置が必要。

税制措置

指定非常災害廃棄物最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立て(維持管理積立金)について、積立金を損金又は必要経費に算入する。



注: 廃止確認及び取消を受けた者については、その時点において全額益金算入されることとなる。

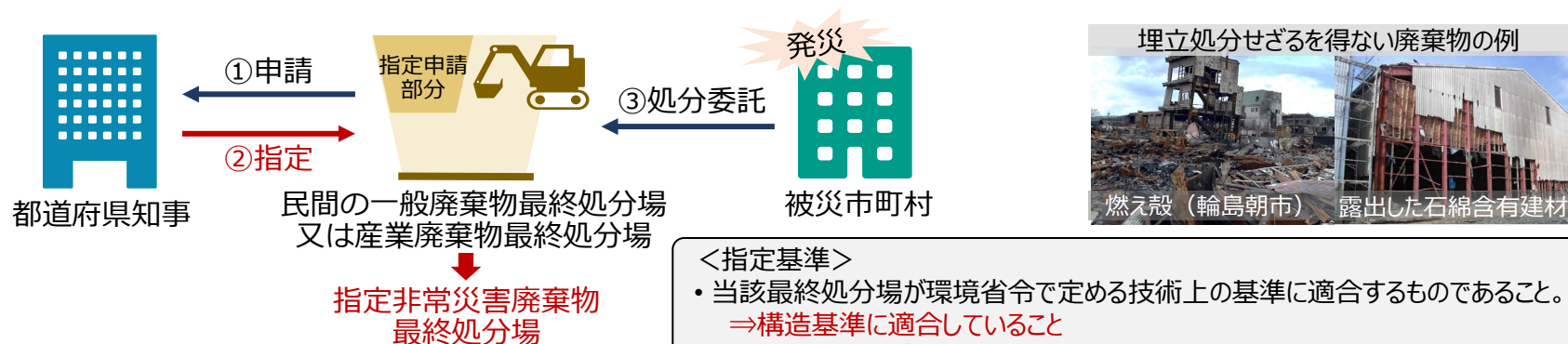
期待される効果

- 本要望措置を講じることにより、指定非常災害廃棄物最終処分場を確保することで、大規模災害発生時に非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うことができる。

指定非常災害廃棄物最終処分場制度

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。（新廃棄物処理法第9条の3の4）

- 非常災害廃棄物は、倒壊家屋等由来の混合廃棄物、火災の燃えがら又は石綿混じりの廃棄物等、破碎・選別等の中間処理や再生利用等に適さないために埋立処分せざるを得ないものが大量に発生する。これらの非常災害廃棄物は、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が保有する一般廃棄物最終処分場において処分されることが基本と考えられる。ただし、発生量が膨大で容量が不足する場合、発災後に最終処分場を設置していたのでは間に合わず、予め市町村が非常災害廃棄物に対応する最終処分場を設置しておくことも現実的ではないため、民間の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場（法第15条の2の5の規定による届出がされたものに限る。）を活用していく必要がある。
- 今後、非常災害廃棄物が大規模に発生した際に円滑かつ迅速な処理を実施できるよう、平時のうちから非常災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場を把握し、発災時には非常災害廃棄物の受入れ先として速やかに調整ができる体制を整えるため、新たに最終処分場の指定制度を創設。



<指定基準>

- ・当該最終処分場が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
⇒構造基準に適合していること
- ・その申請の内容が都道府県廃棄物処理計画に適合するものであること。
⇒平時の廃棄物処理に支障がないこと
- ・申請者の能力が非常災害廃棄物の処分を円滑かつ迅速に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
⇒十分な能力等を有すること

最終処分場維持管理積立金制度

- 最終処分場の設置者は、当該最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、最終処分場ごとに、都道府県知事が通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。
- 維持管理積立金の積み立てをしている最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる（廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4）

■ 最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないことから、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場設置者等は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。

※ 最終処分場の維持管理について行政代執行が行われた場合、当該代執行を行った市町村長又は都道府県知事は、その最終処分場について積み立てられた積立金を設置者に代わって取り戻すことができる。

